

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦の安全保障のための個々の特別経済措置の適用について

ロシア連邦の国益の保護を目的とし、連邦法2006年12月30日第281-FZ号「特別経済措置について」および2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシア連邦国家権力機関、連邦国家機関、地方自治機関、ロシア連邦の法にしたがって設立された法人、ロシア連邦の管轄下にある組織および自然人は、自らの活動において、ロシアの法人および（または）自然人に対する経済制裁措置を発動する決定を下した国またはそうした決定に加わった国を原産地とする特定の種類の農産物、原料、食料をロシア連邦領内に搬入する対外経済オペレーションの実施が本令発効日から1年間禁止または制限されることを踏まえるものとする。

2. ロシア連邦政府は：

- a) 本令第1項に掲げる農産物、原料および食料の種類の一覧を決定し、本項「c」号の規定を踏まえたその修正の可能性を見込む；
- b) 本令の実施に必要な具体的な行動の一覧を定める；
- c) 一次産品市場のバランスを確保し農産物および食料品価格の急激な高騰を防止する措置を講じる；
- d) ロシア連邦構成主体の行政権力最高機関と共に、一次産品市場の機動的なモニタリングの体制を整え、その状態の監督を実施する；
- e) 商品生産者団体、チェーンストア諸企業および組織と共に、国産品供給増大のための一連の施策が策定され、実行されるようはからう；
- f) 自らの権限にしたがい、本令実施のために必要なその他の措置が実施されるようはからう；
- g) 必要に応じて、本令第1項に定める禁止措置の有効期間を変更することを提案する。

2. 本令はその署名の日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2014年8月6日
第560号